

第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）へのパブリックコメント

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）
遠藤理紗（気候変動プログラムリーダー、事務局次長）
足立治郎（事務局長）

私たちは、第5次男女共同参画基本計画の必要性・重要性を認識し、その策定に賛同いたします。環境、特に気候変動における男女共同参画の観点から、以下を提案します。

該当分野（1）：第1部 基本的な方針

該当ページ数（1）：7

意見（1）：

【「基本的な方針」に国際合意に整合的な「気候変動・ジェンダー」対策推進を明記】

「2 社会情勢の現状及び課題」の「(6) 頻発する大規模災害・世界規模の感染症」に、以下の内容の追記をお願いします。

「○ 台風等による大規模自然災害が激甚化し、気候変動がその要因の1つと指摘されており、その対処が不可欠である。女性が気候変動による悪影響を受けやすいことが、国際的に認められている。2015年に採択された気候変動に関する新たな国際枠組・パリ協定では、前文でジェンダー平等と女性のエンパワーメントの重要性が謳われ、複数の条文においてジェンダー配慮の重要性に言及している。また、2019年の第25回気候変動枠組条約締約国会議（COP25）では、強化されたジェンダーに関するリマ作業計画（Lima work programme on gender）及びジェンダー・アクションプラン（gender action plan）が策定された。それらを含む国際制度に沿って、気候変動問題解決におけるジェンダーへの配慮・主流化を実現すべく、国内対策及び国際協力を進めることを日本政府の方針とすることが男女共同参画を進める上で必須である。」

<理由・背景>

- ・SDGsの達成には、複数のゴール・ターゲットの同時達成・マルチベネフィットの追求が必須であり、ジェンダー関連ゴールと環境関連ゴールの同時達成が不可欠です。また、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」ためには、気候変動対策に際し、気候変動による悪影響を受けやすい女性・ジェンダーへの配慮を欠落させてはなりません。

該当分野（２）：第２部 Ｉ 第３分野 地域における男女共同参画の推進

該当ページ数（２）：３６

意見（２）：

【「環境分野における男女共同参画の推進」という項目の設置】

「環境分野における男女共同参画の推進」という大項目を作るべきと考えます。それが難しい場合でも、第４次基本計画のように「第３分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進」とする必要があると考えます。

<理由・背景>

- ・第４次基本計画では、「第４分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進」と分野名の中に「環境分野」が明記されていたが、それがなくなり、「３ 男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題への取組の推進」とされたことは残念。
- ・温室効果ガス排出量の削減等、環境問題は地球規模でも取り組まなければならない問題であり、地域分野の１つではなく、独立した分野とすべきです。

【「男女共同参画の視点に立った環境問題への取組推進」の「施策の基本的方向」における国際的枠組との整合性】

素案の「施策の基本的方向」に、以下の『』部分を追記することを提案します。

「○ 持続可能な社会の実現に向けて、気候変動等の環境問題への対応において、女性をはじめとする多様な意見の反映や女性と男性に与える影響の違いへの配慮が重要であることから、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、『気候変動等の地球環境問題の解決や持続可能な開発に係る国際的枠組を踏まえ、第４次基本計画における環境分野の達成状況も鑑み、』具体的な取組に男女共同参画の視点が反映されるよう積極的に取り組む。『また、見直しが予定される地球温暖化対策計画等の環境関連計画にもジェンダーへの配慮・主流化を組み込む必要がある。さらに、予算措置をはじめ、それを具現化する国内施策及び国際協力施策を構築・推進する。』」

<理由・背景>

- ・素案では環境分野が地域に含まれたため、第４次基本計画にあった「気候変動等の地球環境問題の解決や持続可能な開発に係る国際的枠組を踏まえ」という記載が削除されたと考えられるが、意見（１）に記述したように、パリ協定やSDGs等の国際的枠組を踏まえ、環境取組におけるジェンダーの主流化が必要と考えます。
- ・施策の基本的方向を考える際に、第４次基本計画の達成状況も鑑みることは重要。
- ・平成２８年策定の地球温暖化対策計画には、ジェンダーや女性に特化した記載は見当たりません。

該当分野（3）：第2部 I 第3分野 地域における男女共同参画の推進

該当ページ数（3）：37

意見（3）：

【「男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進」の「具体的な取組」の詳細化】

「具体的な取組」を、第4次基本計画を一部踏襲し、以下のようにすることを提案します。

ア 環境に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大

「① 環境政策に関する各種会議等の構成員について、女性の参画拡大を図るとともに、ジェンダー問題の専門家も積極的に登用する。」

「② 環境分野における女性の専門的人材を育成するとともに、環境的公正とジェンダー的公正の同時達成を図る専門的人材（行政、企業、NGO・NPO等も含む）も育成する。」

「③ 上記のほか、第4分野（科学技術・学術における男女共同参画の推進）に掲げられた関連施策を進め、総合的な女性研究者の支援を推進するとともに、環境問題とジェンダー不平等の相互関連や、それらの同時解決手法・政策に関する研究を支援する。」

「④ 男女共同参画に関する各種会議等の構成員についても、男女共同参画政策へ環境の視点を導入する専門家を登用する。」

イ 環境問題への取組への男女共同参画の視点の導入

「① 環境政策に関する各種計画等の作成に当たっては、男女共同参画の視点に配慮し、環境問題解決と男女共同参画の同時達成に資する政策を優先的に推進する。」

「② 気候変動問題等の環境問題に関する施策の企画立案・実施に当たっては、男女別等のデータを把握し、女性と男性に与える影響の違いや、同じ女性でも年齢や収入などによって受ける影響の違いなどに配慮して、取り組む。」

「③ 環境分野における新たな活躍機会の創出により、女性の活躍を推進するとともに、女性によるグリーン・イノベーションの促進を支援する。例えば、再生可能エネルギーの推進において、女性の雇用を促進する事業を優先的に支援する。また、グリーンリカバリーの推進に際し、個人の権利が脆弱な女性達がコロナ禍で職を失っている可能性が高いため、そうした女性達の雇用促進についても配慮する。」

「④ 男女間の平等や女性のエンパワーメントを含む持続可能な開発のための教育の観点も踏まえ、地域における環境学習を推進する。」

「⑤ 男女共同参画の視点を踏まえた、行政、大学、企業、NGO・NPO等多様な主体による環境保全活動等の推進やネットワークの構築を支援する。行政は、環境行政に携わる人材及び男女共同参画行政に携わる人材を集めたワーキングチームあるいは部署を設置する。」